

介護予防短期入所療養介護

令和 8 年 8 月より



介護保険給付対象サービス費

※単位数より個別に算出表示していますが、実際の料金は合計の単位数に地域加算を乗じた後

割合数で計算するため、1円未満の切り捨て等による誤差が生じる場合があります。予めご承知ください

様

1:基本料金 (円/日)		1割	2割	3割	詳 細
(i) 基本型 個室					
	要支援 1	605	1,210	1,815	
	要支援 2	759	1,518	2,277	
(iii) 基本型 多床室					
	要支援 1	641	1,282	1,923	
	要支援 2	809	1,618	2,427	
2:加算料金 (円/日・回)		1割	2割	3割	詳 細
✓	予夜勤職員配置加算	26	52	78	夜勤者の体制が一定の基準を満たしている場合
	予老短個別リハビリ加算	251	502	753	リハビリ職が個別にリハビリテーションを実施した場合
	予老短若年性認知症受入加算 1	126	252	378	40歳以上で若年性認知症の診断を受けている場合
✓	予老短在宅復帰在宅療養支援加算 I	54	108	162	在宅復帰機能を有し厚労相が定める基準に適合する場合
✓	予老短送迎加算	193	386	579	施設送迎を利用した場合
	予老短総合医学管理加算	288	576	864	治療管理を目的として、短期入所療養介護を行った場合（10日間を限度とする）
	予老短口腔連携強化加算	53	106	159	従業者が、口腔の健康状態の評価を実施し、当該評価の結果を情報提供した場合
	予老短生産性向上推進体制加算 I	105	210	315	利用者の安全介護の質、職員の負担軽減の検討委員会の開催や対策を講じた上で 見守り機器等を複数導入し、介護助手等を導入し1年以内ごとに1回業務改善効果のデータを提出した場合
	予老短生産性向上推進体制加算 II	11	22	33	利用者の安全介護の質、職員の負担軽減の検討委員会の開催や対策を講じた上で 見守り機器等を1つ以上導入し、1年以内ごとに1回業務改善効果のデータを提出した場合
	予老短療養食加算	9	18	27	医師の指示箋に基づく療養食を提供した場合
	予老短緊急時治療管理 1	542	1,084	1,626	症状が重篤となり救命救急医療が必要となった際に緊急的な投薬・検査・処置等を実施した場合
✓	予老短サービス提供体制強化加算 III	7	14	21	介護福祉士50%以上もしくは、勤続7年以上が30%以上
✓	介護職員処遇改善加算 II 1	所定単位数に ×86/1000 (8.6%)			

その他の料金（介護保険適用外）

① 居 住 費 (円)				② 食 費 (円)		
負担区分	多床室/二人室	個室		負担区分	1日あたり	
第4段階(通常)	530	1,728		第4段階(通常)	1,950	
第3段階②	430	1,470		第3段階②	1,360	
第3段階①	430	1,370		第3段階①	1,030	
第2段階	430	550		第2段階	600	
第1段階	0	550		第1段階	300	

※二人室・個室には下記の差額室料の算定があります

③ その他の費用 (円/税込)					
✓	日用品費	250 / 日		理美容代(散髪)	1,500
✓	教養娯楽費	200 / 日		理美容代(+顔そり)	2,000
	二人室料	550 / 日		電気代(個人で使用する機器)	50 / 日
	特別な室料(個室)	1,100 / 日		洗濯代(施設内で行なった場合)	700 / 7kgまで

キャンセル料金 規程		
キャンセル料 ※利用前日の17:00以降	1,600円×予約日数 の金額をお預かりいたします キャンセルのご連絡はお早めをお願い致します	